

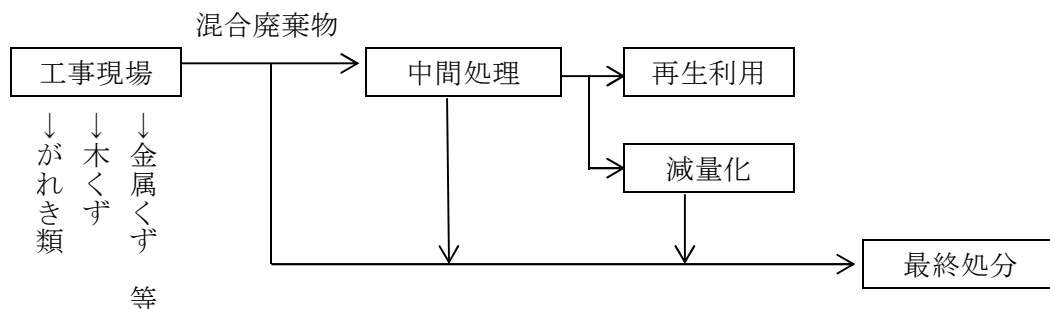
1. 建設汚泥について

- ・建設汚泥は、杭工事などの掘削工事から発生する泥状のものであり、水分を多く含んでいる。建設汚泥を減量化（脱水等）や改質処理等を行い、用途に係る適正な品質の確保などがなされた建設汚泥処理物が建設資材等に再生利用されている。
- ・再生利用率は、「発生時点での排出量」に対する「再生利用量（脱水後再生利用された固形分）」の割合で表しているため、発生時点での水分量に影響される指標となっている。
- ・再生利用率は、平成22年度の約70%から平成26年度の約53%に見かけ上減少しているが、排出量から減量化（脱水）量を除いた部分で見ると、再生利用の割合は平成22年度は約94%、平成26年度は約97%と高い割合で横ばいである。

2. 建設混合廃棄物について

- ・混合廃棄物は、がれき類、木くず、金属くず、紙くず等が、工事現場において工期や費用、保管場所の制約等の理由から分別されずに、混合状態で排出されるものである。
- ・混合廃棄物の処理の流れを図1-4-1に示す。
- ・混合廃棄物の一部は、工事現場から直接、最終処分されるが、大半は中間処理施設で再度品目ごとに分別され、再生利用されるものと減量化、最終処分されるものに分けられる。
- ・混合廃棄物の再生利用率は、平成22年度の約40%から平成26年度の約72%に増加しており、中間処理施設における中間処理後の再生利用は進んでいる。

図 1-4-1 混合廃棄物の処理の流れ



- ・一方、排出段階（工事現場）で見ると、建設廃棄物の排出量は、平成22年度は約401万t、平成26年度は約399万tと横ばいであるが、混合廃棄物の排出量は平成22年度の約20万tから平成26年度の約24万tに増加しており、工事現場での分別の取り組みは進んでいない。
- ・また、図1-4-2に示すとおり、混合廃棄物よりもがれき類などの種類ごとに分けたものの方が再生利用率は高い。
- ・運搬や中間処理の過程で細くなったものは種類ごとに分別することが難しくなるなど、現場での分別に比べて処理過程では再生利用できないものが生じることから、工事現場での分別を徹底し、再生利用しやすい形態で排出することが必要である。

図 1-4-2 建設廃棄物の処理状況

